

(1年保存)

事務連絡
令和8年8月10日

日本赤十字社兵庫県支部
各地区区分 ご担当者 様

日本赤十字社兵庫県支部
振興課長

「令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金」の受付開始について

標記義援金について、下記のとおり受付けますのでお知らせいたします。
ご寄付のお問合せがあった場合には、下記の口座をご案内ください。

記

1 災害義援金名称

令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金

2 受付期間

令和8年8月10日（月）～令和9年1月29日（金）

3 災害義援金受付口

(1) 日本赤十字社滋賀県支部

ア 金融機関名 滋賀銀行 県庁支店

口座番号 普通預金 539156

口座名義 「日本赤十字社滋賀県支部長 三日月 大造(ミカヅキ タイゾウ)」

※上記銀行の窓口からの振込手数料は無料扱いです。

※上記以外の他銀行及びATMからの振込手数料は有料扱いとなります。

※受領証の発行を希望する場合は、滋賀県支部に下記内容を連絡してください。

住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名 及び支店名

〒520-0044 滋賀県大津市京町4丁目3番38号 JAビル滋賀1F

日本赤十字社滋賀県支部 あて

TEL:077-522-6758 FAX:077-523-4502

(2) 本社

ア ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00160-7-636347

口座加入者名 「日赤令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金」

口座名義略称 「日赤 R8 甲賀市土砂義援金」

※受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」とご記載ください。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振込手数料は免除されます。

イ メガバンク口座

・三井住友銀行	すずらん支店	普通預金	2787550
・三菱UFJ銀行	やまびこ支店	普通預金	2105548
・みずほ銀行	クヌギ支店	普通預金	0620812

※口座名義はいずれも「日本赤十字社^{にほんせきじゅうじしゃ}」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望する場合は、本社パートナーシップ推進部（電話 03-4363-2056）に下記内容をご連絡ください。

住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名 及び支店名

4 税制上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

5 その他

- (1) 活動資金を支部へ送金いただく口座番号は、お知らせしないようにお願いします。
- (2) 物品寄付については、受付けておりません。
- (3) この災害義援金は、被災地県に設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者の方々の生活支援に役立てられます。

担当 日本赤十字社兵庫県支部 総務部 振興課
TEL : 078-241-8921 FAX : 078-241-6990
Email : shinko-ka8921@hyogo.jrc.or.jp